

新潟市教育委員会規則の読点の表記を改める規則をここに公布する。

令和4年8月15日

新潟市教育委員会

教育長 井崎規之

新潟市教育委員会規則第7号

新潟市教育委員会規則の読点の表記を改める規則

この規則の施行の際現に効力を有する新潟市教育委員会の規則において読点として表記する「、」を「,」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の新潟市教育委員会規則で定める様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。